

# 山梨県公報

第四百三十一号

令和五年

十二月四日

月 曜 日

## 目次

### 公 告

○換地計画の決定……………七〇一

### そ の 他

○漁業法による水産動植物の取扱いの指示……………七〇一

## 公 告

### ● 換地計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営経営体育成基盤整備事業(穂足地区八工区)の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和五年十二月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和五年十二月五日から令和六年一月五日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和六年一月二十日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和六年六月四日まで

## そ の 他

### 山梨県内水面漁場管理委員会指示第五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、レイクトラウトの取扱いを次のと

おり指示する。

令和五年十二月四日

山梨県内水面漁場管理委員会

会 長 宮 崎 淳 一

### 一 指示の内容

- 1 移植の禁止 山梨県内において、レイクトラウト(卵を含む。以下同じ。)を移植してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供するために移植する場合は、この限りでない。
  - 2 持出しの禁止 山梨県内において、レイクトラウトを採捕した者は、採捕したレイクトラウトを生きたままその場から持ち出してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供するためには、この限りでない。
  - 3 再放流の禁止 山梨県内においてレイクトラウトを採捕した者は、当該魚種を採捕した河川湖沼にこれを再び放してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。
- 二 指示の区域 山梨県内の公共用水面
- 三 指示の期間 令和五年十二月十五日から令和七年十二月十四日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番